3 風水害対応の留意点

風水害は地震とは異なり気象情報に注意を払うことにより、ある程度事前の対応が可能である。 天候の崩れが予想されるときは、①気象台のホームページ等から積極的に情報収集を行う、② 必要に応じて教育委員会へ確認を行う、③収集した情報を基に校内で話し合いを行う、④近隣学 校との協議を行うなどして校内の対応体制(基本的な対応は、地震に準じて行う)を構築する。

(1) 児童生徒の安全確保

- ① 急な大雨の際は、すぐに川などの水辺から離れる。地下室や地下街には進入しない。土砂 災害警戒情報に注意する。
- ② 雷鳴が聞こえたら、建物の中や自動車へ避難する。木や電柱から4m以上離れる。近くに 避難する場所がない場合は、姿勢を低くする。
- ③ 竜巻の際は、頑丈な建物に避難する(車庫や物置、プレハブには避難しない)。屋内では、窓、カーテンを閉め、窓から離れる。頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。
- ④ 仙台市土砂災害ハザードマップで、土砂災害の危険のある場所を予め確認しておき、大雨の際などは、危険な区域外に直ちに避難する。
- ⑤ 校長の判断もしくは教育委員会の指示により、始業時刻や終業時刻の繰り下げや繰り上げ を行う。
- ⑥ 校長の判断もしくは教育委員会の指示により、臨時休業にする。
- ⑦ 学校行事を予定している場合は、児童生徒の安全確保を第一に考え、適切に対応する。

(2) 教職員の参集

- 〇【警戒配備】(3名:校長,教頭,主幹教諭)
 - ・大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織 的に実施する必要があるとき
 - ・仙台市東部又は西部に土砂災害警戒情報が発表されたとき,当該地域に立地する学校
- 〇【非常 1 号配備】(11名:校長,教頭,主幹教諭,学年主任,防災主任)
 - ・市内に気象特別警報(暴風特別警報,暴風雪特別警報,大雨特別警報及び大雪特別警報), 高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき
 - 上記特別警報が発表されていない場合にあって、大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき
- 〇【非常 2 号配備】(2 0 名:校長,教頭,主幹教諭,学年主任,防災主任,研究主任,安全主任,生徒指導主任,事務,栄養士,技師)
 - ・大雨, 洪水, 暴風, 大雪等により, 災害が本市の区域に広範囲で発生し, 更に拡大するおそれがあるとき
- 〇【非常3号配備】(30名,全教職員)
 - ・市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき
- 〇配備が発令された場合には、該当教職員は家族等の安全を確保した後、自らの安全に留意し、 直ちに学校に参集する

(3) 避難所の開設準備

土砂災害及び洪水等発生の危険度が高まった地域に避難準備・高齢者避難開始情報が発令され、区役所から避難所開設準備の連絡があった場合は、「避難所開設・運営の支援マニュアル」